

杉原千畝が欧州避難民救済のため
日本通過ビザを大量発給した記録

ユネスコ記憶遺産へ

登録申請をする物件

66点

「杉原リストー1940年、杉原千畝が避難民救済のため
人道主義・博愛精神に基づき大量発給した日本通過ビザ発給の記録」

記録物の内容

人類史上最大規模の国家総力戦となった第二次世界大戦。ナチス・ドイツが推し進めたユダヤ人迫害政策によってホロコーストが引き起こされる等、世界中で多くの犠牲者が発生しました。

杉原千畝による日本通過ビザ発給の記録は、このような時代に自らの不利益を顧みず、人道主義・博愛精神に基づき行動できた外交官の貴重な記録です。特に組織人としての服務規律と人命救助の間で葛藤しながらも、最終的には個人の良心を保ち行動し得たことは、悲惨な時代の数少ない輝ける記憶として人類に希望を与えるものであり、その記録は世界が共有し次世代に語り継ぐべきものです。

審査結果決定までの流れ

2016年5月 ユネスコ本部へ

2017年 記憶遺産登録申請書を提出

2017年 ユネスコ本部による審査結果決定

ユネスコ記憶遺産事業とは？

文書、図画、音楽、写真といった世界的に貴重な記録物をユネスコ認定・登録する事業で「世界遺産」「無形文化遺産」と並ぶ世界三大遺産事業の一つ。記録物が毀損・消失するのを防ぐを目的としており、ユネスコ事務局長が任命する14名によって構成された国際諮問委員会(ICA)を通じて2年ごとに登録事業を行っています。

目的

- ①世界的に重要な記憶遺産の保存を最もふさわしい技術を用いて促進すること
- ②重要な記憶遺産になるべく多くの人がアクセスできるようにすること
- ③加盟国における記憶遺産の存在及び重要性への認識を高めること

日本の登録例

伊達正宗が派遣した使節に関する「慶長遣欧使節関係資料」(スペインとの共同申請)(2013年登録)
京都の東寺に伝えられた日本中世の古文書で国宝の「東寺百合文書」(2015年登録)他3県件

1 ビザ発給リストを含む外務省公信・公電

3点

- 普通第28号 昭和16年(1941年)2月28日
外務大臣松岡洋右宛 在プラーグ総領事代理杉原千畝発
在「カウナス」領事館扱査証調書送付の件
・公信普通第28号に別添としてカウナス在勤時のビザ
発給リストを添付したもの
・同発給リストには、通し番号、国籍、名前、入国ないし
は通過ビザの種別、ビザ発給の日付、査証料、備考欄があり、
32ページにわたって、2,139名の名前が記されている

